

議案第49号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和4年8月24日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 三田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の2第1項の規定により降格させた場合におけるその者の号給は、別表第2の2に定める降格時号給対応表の降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格後の号給欄に定める号給とする。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格である場合の前項の規定の適用については、1級ずつ下位の級に降格するものとする。

第9条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料の月額)

第9条の2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の3を削り、第9条の4を第9条の3とし、第9条の5を第9条の4とする。

第12条第3項及び第15条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第3項及び第22条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の7項を加える。

32 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第34項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

33 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年三田市条例第 号。以下この項において「改正条例」という。）第5条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年三田市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員
- (3) 改正条例第5条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 3 4 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第36項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第32項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第34項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 3 7 付則第34項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第32項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 3 8 付則第32項から前項までに定めるもののほか、付則第32項の規定による給料月額、付則第34項の規定による給料その他付則第32項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 別表第1（その1）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再

任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1（その3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	262,600	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第1（その4）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第2（その4）の次に次の4表を加える。

別表第2の2（その1）（第7条関係）

行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	37	13	17	9	9	13	17
2	38	14	18	10	10	14	18
3	39	15	19	11	11	15	19
4	40	16	20	12	12	16	20
5	41	17	21	13	13	17	21
6	42	18	22	14	14	18	22

7	4 3	1 9	2 3	1 5	1 5	1 9	2 3
8	4 4	2 0	2 4	1 6	1 6	2 0	2 4
9	4 5	2 1	2 5	1 7	1 7	2 1	2 6
1 0	4 6	2 2	2 6	1 8	1 8	2 2	2 8
1 1	4 7	2 3	2 7	1 9	1 9	2 3	3 0
1 2	4 8	2 4	2 8	2 0	2 0	2 4	3 2
1 3	4 9	2 5	2 9	2 1	2 1	2 5	3 4
1 4	5 0	2 6	3 0	2 2	2 2	2 6	3 5
1 5	5 1	2 7	3 1	2 3	2 3	2 7	3 7
1 6	5 2	2 8	3 2	2 4	2 4	2 8	3 9
1 7	5 3	2 9	3 3	2 5	2 5	2 9	4 2
1 8	5 4	3 0	3 4	2 6	2 6	3 0	4 5
1 9	5 5	3 1	3 5	2 7	2 7	3 1	4 8
2 0	5 6	3 2	3 6	2 8	2 8	3 2	5 2
2 1	5 7	3 3	3 7	2 9	2 9	3 4	5 7
2 2	5 8	3 4	3 8	3 0	3 0	3 6	6 1
2 3	5 9	3 5	3 9	3 1	3 1	3 8	6 1
2 4	6 0	3 6	4 0	3 2	3 2	4 0	6 1
2 5	6 1	3 7	4 1	3 3	3 3	4 2	6 1
2 6	6 2	3 8	4 2	3 4	3 4	4 4	6 1
2 7	6 3	3 9	4 3	3 5	3 5	4 6	6 1
2 8	6 4	4 0	4 4	3 6	3 6	4 8	6 1
2 9	6 5	4 1	4 5	3 7	3 7	5 2	6 1
3 0	6 6	4 2	4 6	3 8	3 8	5 6	6 1
3 1	6 7	4 3	4 7	3 9	3 9	6 7	6 1
3 2	6 8	4 4	4 8	4 0	4 0	8 0	6 1
3 3	6 9	4 5	4 9	4 1	4 1	8 2	6 1
3 4	7 0	4 6	5 0	4 2	4 2	8 4	6 1
3 5	7 1	4 7	5 1	4 3	4 3	8 5	6 1
3 6	7 2	4 8	5 2	4 4	4 4	8 5	6 1

3 7	7 3	4 9	5 3	4 5	4 5	8 5	6 1
3 8	7 4	5 0	5 4	4 6	4 6	8 5	6 1
3 9	7 5	5 1	5 5	4 7	4 7	8 5	6 1
4 0	7 6	5 2	5 6	4 8	4 8	8 5	6 1
4 1	7 7	5 3	5 7	4 9	5 0	8 5	6 1
4 2	7 8	5 4	5 8	5 0	5 2	8 5	6 1
4 3	7 9	5 5	5 9	5 1	5 4	8 5	6 1
4 4	8 0	5 6	6 0	5 2	5 6	8 5	6 1
4 5	8 1	5 7	6 3	5 3	5 8	8 5	6 1
4 6	8 2	5 8	6 6	5 4	6 0	8 5	
4 7	8 3	5 9	6 9	5 5	6 2	8 5	
4 8	8 4	6 0	7 2	5 6	6 4	8 5	
4 9	8 5	6 1	7 5	5 7	6 6	8 5	
5 0	8 6	6 2	7 8	5 8	7 6	8 5	
5 1	8 7	6 3	8 1	5 9	8 8	8 5	
5 2	8 8	6 4	8 4	6 0	9 2	8 5	
5 3	9 0	6 5	8 8	6 1	9 3	8 5	
5 4	9 2	6 6	9 2	6 2	9 4	8 5	
5 5	9 4	6 7	9 7	6 3	9 5	8 5	
5 6	9 6	6 8	1 0 2	6 4	9 6	8 5	
5 7	9 8	6 9	1 0 7	6 5	9 7	8 5	
5 8	1 0 0	7 0	1 1 2	6 6	9 8	8 5	
5 9	1 0 2	7 1	1 1 3	6 7	9 9	8 5	
6 0	1 0 4	7 2	1 1 5	6 8	1 0 0	8 5	
6 1	1 0 5	7 3	1 1 6	6 9	1 0 1	8 5	
6 2	1 0 6	7 4	1 1 8	7 0	1 0 2		
6 3	1 0 7	7 5	1 2 0	7 1	1 0 3		
6 4	1 0 8	7 6	1 2 0	7 2	1 0 4		
6 5	1 0 8	7 7	1 2 0	7 3	1 0 5		
6 6	1 0 8	7 8	1 2 0	7 4	1 0 6		

6 7	1 0 8	7 9	1 2 0	7 5	1 0 7		
6 8	1 0 8	8 0	1 2 0	8 0	1 0 8		
6 9	1 0 8	8 1	1 2 0	8 5	1 0 8		
7 0	1 0 8	8 2	1 2 0	8 8	1 0 8		
7 1	1 0 8	8 3	1 2 0	8 9	1 0 8		
7 2	1 0 8	8 4	1 2 0	9 0	1 0 8		
7 3	1 0 8	8 5	1 2 0	9 1	1 0 8		
7 4	1 0 8	8 6	1 2 0	9 2	1 0 8		
7 5	1 0 8	8 7	1 2 0	9 3	1 0 8		
7 6	1 0 8	8 8	1 2 0	9 4	1 0 8		
7 7	1 0 8	8 9	1 2 0	9 5	1 0 8		
7 8	1 0 8	9 0	1 2 0	9 6	1 0 8		
7 9	1 0 8	9 1	1 2 0	9 7	1 0 8		
8 0	1 0 8	9 2	1 2 0	9 8	1 0 8		
8 1	1 0 8	9 3	1 2 0	9 9	1 0 8		
8 2	1 0 8	9 4	1 2 0	1 0 0	1 0 8		
8 3	1 0 8	9 5	1 2 0	1 0 1	1 0 8		
8 4	1 0 8	9 6	1 2 0	1 0 2	1 0 8		
8 5	1 0 8	9 7	1 2 0	1 0 3	1 0 8		
8 6	1 0 8	9 8	1 2 0	1 0 4			
8 7	1 0 8	9 9	1 2 0	1 0 5			
8 8	1 0 8	1 0 0	1 2 0	1 0 6			
8 9	1 0 8	1 0 1	1 2 0	1 0 7			
9 0	1 0 8	1 0 2	1 2 0	1 0 8			
9 1	1 0 8	1 0 3	1 2 0	1 0 9			
9 2	1 0 8	1 0 4	1 2 0	1 1 0			
9 3	1 0 8	1 0 5	1 2 0	1 1 1			
9 4	1 0 8	1 0 6	1 2 0	1 1 2			
9 5	1 0 8	1 0 7	1 2 0	1 1 3			
9 6	1 0 8	1 0 8	1 2 0	1 1 4			

9 7	1 0 8	1 0 9	1 2 0	1 1 5			
9 8	1 0 8	1 1 0	1 2 0	1 1 6			
9 9	1 0 8	1 1 1	1 2 0	1 1 6			
1 0 0	1 0 8	1 1 2	1 2 0	1 1 6			
1 0 1	1 0 8	1 1 3	1 2 0	1 1 6			
1 0 2	1 0 8	1 1 4	1 2 0	1 1 6			
1 0 3	1 0 8	1 1 5	1 2 0	1 1 6			
1 0 4	1 0 8	1 1 6	1 2 0	1 1 6			
1 0 5	1 0 8	1 1 7	1 2 0	1 1 6			
1 0 6	1 0 8	1 1 8	1 2 0	1 1 6			
1 0 7	1 0 8	1 1 9	1 2 0	1 1 6			
1 0 8	1 0 8	1 2 0	1 2 0	1 1 6			
1 0 9	1 0 8	1 2 1	1 2 0				
1 1 0	1 0 8	1 2 2	1 2 0				
1 1 1	1 0 8	1 2 3	1 2 0				
1 1 2	1 0 8	1 2 4	1 2 0				
1 1 3	1 0 8	1 2 5	1 2 0				
1 1 4	1 0 8	1 2 6	1 2 0				
1 1 5	1 0 8	1 2 7	1 2 0				
1 1 6	1 0 8	1 2 8	1 2 0				
1 1 7	1 0 8	1 2 9					
1 1 8	1 0 8	1 3 0					
1 1 9	1 0 8	1 3 1					
1 2 0	1 0 8	1 3 3					
1 2 1	1 0 8						
1 2 2	1 0 8						
1 2 3	1 0 8						
1 2 4	1 0 8						
1 2 5	1 0 8						
1 2 6	1 0 8						

1 2 7	1 0 8						
1 2 8	1 0 8						
1 2 9	1 0 8						
1 3 0	1 0 8						
1 3 1	1 0 8						
1 3 2	1 0 8						
1 3 3	1 0 8						

備考 この表の降格後の号給の欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第2の2（その2）（第7条関係）

医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	1 7	9	9	5
2	1 8	1 0	1 0	6
3	1 9	1 1	1 1	7
4	2 0	1 2	1 2	8
5	2 1	1 3	1 3	9
6	2 2	1 4	1 4	1 0
7	2 3	1 5	1 5	1 1
8	2 4	1 6	1 6	1 2
9	2 5	1 7	1 7	1 3
1 0	2 6	1 8	1 8	1 4
1 1	2 7	1 9	1 9	1 5
1 2	2 8	2 0	2 0	1 6
1 3	2 9	2 1	2 1	1 7
1 4	3 0	2 2	2 2	1 8
1 5	3 1	2 3	2 3	1 9
1 6	3 2	2 4	2 4	2 0

1 7	3 3	2 5	2 5	2 1
1 8	3 4	2 6	2 6	2 2
1 9	3 5	2 7	2 7	2 3
2 0	3 6	2 8	2 8	2 4
2 1	3 7	2 9	2 9	2 5
2 2	3 8	3 0	3 0	2 6
2 3	3 9	3 1	3 1	2 7
2 4	4 0	3 2	3 2	2 8
2 5	4 1	3 3	3 3	2 9
2 6	4 2	3 4	3 4	3 0
2 7	4 3	3 5	3 5	3 1
2 8	4 4	3 6	3 6	3 2
2 9	4 5	3 7	3 7	3 3
3 0	4 6	3 8	3 8	3 4
3 1	4 7	3 9	3 9	3 5
3 2	4 8	4 0	4 0	3 6
3 3	5 0	4 1	4 1	3 7
3 4	5 2	4 2	4 2	3 8
3 5	5 4	4 3	4 3	3 9
3 6	5 6	4 4	4 4	4 0
3 7	5 8	4 5	4 5	4 1
3 8	6 0	4 6	4 6	4 2
3 9	6 2	4 7	4 7	4 3
4 0	6 4	4 8	4 8	4 4
4 1	6 6	4 9	4 9	4 5
4 2	6 8	5 0	5 0	4 6
4 3	6 9	5 1	5 1	4 7
4 4	6 9	5 2	5 2	4 8
4 5	6 9	5 3	5 3	4 9
4 6	6 9	5 4	5 4	5 0

4 7	6 9	5 5	5 5	5 1
4 8	6 9	5 6	5 6	5 2
4 9	6 9	5 7	5 7	5 4
5 0	6 9	5 8	5 8	5 6
5 1	6 9	5 9	5 9	5 8
5 2	6 9	6 0	6 0	6 0
5 3	6 9	6 2	6 1	6 2
5 4	6 9	6 4	6 2	6 4
5 5	6 9	6 6	6 3	6 6
5 6	6 9	6 8	6 4	6 8
5 7	6 9	7 0	6 6	7 0
5 8	6 9	7 2	6 8	7 2
5 9	6 9	7 4	7 0	7 4
6 0	6 9	7 6	7 2	7 6
6 1	6 9	7 9	7 3	7 9
6 2	6 9	8 2	7 4	8 2
6 3	6 9	8 5	7 5	8 5
6 4	6 9	8 8	7 6	8 8
6 5	6 9	9 2	7 8	9 0
6 6	6 9	9 6	8 0	9 2
6 7	6 9	1 0 0	8 2	9 4
6 8	6 9	1 0 4	8 4	9 6
6 9	6 9	1 0 5	8 6	9 8
7 0	6 9	1 0 5	8 8	1 0 0
7 1	6 9	1 0 5	9 0	1 0 2
7 2	6 9	1 0 5	9 2	1 0 4
7 3	6 9	1 0 5	9 4	1 0 5
7 4	6 9	1 0 5	9 6	1 0 6
7 5	6 9	1 0 5	9 8	1 0 7
7 6	6 9	1 0 5	1 0 0	1 0 8

7 7	6 9	1 0 5	1 0 2	1 0 8
7 8	6 9	1 0 5	1 0 4	1 0 8
7 9	6 9	1 0 5	1 0 6	1 0 8
8 0	6 9	1 0 5	1 0 8	1 0 8
8 1	6 9	1 0 5	1 0 9	1 0 8
8 2	6 9	1 0 5	1 1 0	1 0 8
8 3	6 9	1 0 5	1 1 1	1 0 8
8 4	6 9	1 0 5	1 1 2	1 0 8
8 5	6 9	1 0 5	1 1 3	1 0 8
8 6	6 9	1 0 5	1 1 4	1 0 8
8 7	6 9	1 0 5	1 1 5	1 0 8
8 8	6 9	1 0 5	1 1 6	1 0 8
8 9	6 9	1 0 5	1 1 7	
9 0	6 9	1 0 5	1 1 8	
9 1	6 9	1 0 5	1 1 9	
9 2	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 3	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 4	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 5	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 6	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 7	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 8	6 9	1 0 5	1 2 0	
9 9	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 0	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 1	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 2	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 3	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 4	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 5	6 9	1 0 5	1 2 0	
1 0 6		1 0 5	1 2 0	

1 0 7		1 0 5	1 2 0	
1 0 8		1 0 5	1 2 0	
1 0 9		1 0 5		
1 1 0		1 0 5		
1 1 1		1 0 5		
1 1 2		1 0 5		
1 1 3		1 0 5		
1 1 4		1 0 5		
1 1 5		1 0 5		
1 1 6		1 0 5		
1 1 7		1 0 5		
1 1 8		1 0 5		
1 1 9		1 0 5		
1 2 0		1 0 5		

備考 この表の降格後の号給の欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第2の2（その3）（第7条関係）

医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	1 7	3 7	2 5	2 1
2	1 8	3 8	2 6	2 2
3	1 9	3 9	2 7	2 3
4	2 0	4 0	2 8	2 4
5	2 1	4 1	2 9	2 5
6	2 2	4 2	3 0	2 6
7	2 3	4 3	3 1	2 7
8	2 4	4 4	3 2	2 8
9	2 5	4 5	3 3	2 9

1 0	2 6	4 6	3 4	3 0
1 1	2 7	4 7	3 5	3 1
1 2	2 8	4 8	3 6	3 2
1 3	2 9	4 9	3 7	3 3
1 4	3 0	5 0	3 8	3 4
1 5	3 1	5 1	3 9	3 5
1 6	3 2	5 2	4 0	3 6
1 7	3 3	5 3	4 1	3 7
1 8	3 4	5 4	4 2	3 8
1 9	3 5	5 5	4 3	3 9
2 0	3 6	5 6	4 4	4 0
2 1	3 7	5 7	4 5	4 1
2 2	3 8	5 8	4 6	4 2
2 3	3 9	5 9	4 7	4 3
2 4	4 0	6 0	4 8	4 4
2 5	4 1	6 1	4 9	4 6
2 6	4 2	6 2	5 0	4 8
2 7	4 3	6 3	5 1	5 0
2 8	4 4	6 4	5 2	5 2
2 9	4 5	6 5	5 3	5 3
3 0	4 6	6 6	5 4	5 4
3 1	4 7	6 7	5 5	5 5
3 2	4 8	6 8	5 6	5 6
3 3	4 9	6 9	5 7	5 8
3 4	5 0	7 0	5 8	6 0
3 5	5 1	7 1	5 9	6 2
3 6	5 2	7 2	6 0	6 4
3 7	5 3	7 3	6 1	6 7
3 8	5 4	7 4	6 2	7 0
3 9	5 5	7 5	6 3	7 3

4 0	5 6	7 6	6 4	7 6
4 1	5 7	7 7	6 5	8 0
4 2	5 8	7 8	6 6	8 4
4 3	5 9	7 9	6 7	8 8
4 4	6 0	8 0	6 8	9 2
4 5	6 1	8 1	6 9	9 6
4 6	6 2	8 2	7 0	1 0 0
4 7	6 3	8 3	7 1	1 0 4
4 8	6 4	8 4	7 2	1 0 8
4 9	6 5	8 5	7 4	1 0 8
5 0	6 6	8 6	7 6	1 0 8
5 1	6 7	8 7	7 8	1 0 8
5 2	6 8	8 8	8 0	1 0 8
5 3	6 9	8 9	8 1	1 0 8
5 4	7 0	9 0	8 2	1 0 8
5 5	7 1	9 1	8 3	1 0 8
5 6	7 2	9 2	8 4	1 0 8
5 7	7 3	9 3	8 5	1 0 8
5 8	7 4	9 4	8 6	1 0 8
5 9	7 5	9 5	8 7	1 0 8
6 0	7 6	9 6	8 8	1 0 8
6 1	7 7	9 7	8 9	1 0 8
6 2	7 8	9 8	9 0	1 0 8
6 3	7 9	9 9	9 1	1 0 8
6 4	8 0	1 0 0	9 2	1 0 8
6 5	8 1	1 0 1	9 4	1 0 8
6 6	8 2	1 0 2	9 6	1 0 8
6 7	8 3	1 0 3	9 8	1 0 8
6 8	8 4	1 0 4	1 0 0	1 0 8
6 9	8 5	1 0 5	1 0 1	1 0 8

7 0	8 6	1 0 6	1 0 2	1 0 8
7 1	8 7	1 0 7	1 0 3	1 0 8
7 2	8 8	1 0 8	1 0 4	1 0 8
7 3	8 9	1 0 9	1 0 5	1 0 8
7 4	9 0	1 1 0	1 0 6	1 0 8
7 5	9 1	1 1 1	1 0 7	1 0 8
7 6	9 2	1 1 2	1 0 8	1 0 8
7 7	9 3	1 1 3	1 0 9	1 0 8
7 8	9 4	1 1 4	1 1 0	1 0 8
7 9	9 5	1 1 5	1 1 1	1 0 8
8 0	9 6	1 1 6	1 1 2	1 0 8
8 1	9 7	1 1 7	1 1 3	1 0 8
8 2	9 8	1 1 8	1 1 4	1 0 8
8 3	9 9	1 1 9	1 1 5	1 0 8
8 4	1 0 0	1 2 0	1 1 6	1 0 8
8 5	1 0 1	1 2 1	1 1 7	1 0 8
8 6	1 0 2	1 2 2	1 1 8	1 0 8
8 7	1 0 3	1 2 3	1 1 9	1 0 8
8 8	1 0 4	1 2 4	1 2 0	1 0 8
8 9	1 0 5	1 2 5	1 2 1	1 0 8
9 0	1 0 6	1 2 6	1 2 2	1 0 8
9 1	1 0 7	1 2 7	1 2 3	1 0 8
9 2	1 0 8	1 2 8	1 2 4	1 0 8
9 3	1 0 9	1 2 9	1 2 5	1 0 8
9 4	1 1 0	1 3 0	1 2 6	1 0 8
9 5	1 1 1	1 3 1	1 2 7	1 0 8
9 6	1 1 2	1 3 2	1 2 8	1 0 8
9 7	1 1 3	1 3 3	1 2 9	
9 8	1 1 4	1 3 4	1 3 0	
9 9	1 1 5	1 3 5	1 3 1	

1 0 0	1 1 6	1 3 6	1 3 2	
1 0 1	1 1 7	1 3 7	1 3 3	
1 0 2	1 1 8	1 3 8	1 3 4	
1 0 3	1 1 9	1 3 9	1 3 5	
1 0 4	1 2 0	1 4 0	1 3 6	
1 0 5	1 2 1	1 4 1	1 3 7	
1 0 6	1 2 2	1 4 2	1 3 8	
1 0 7	1 2 3	1 4 3	1 3 9	
1 0 8	1 2 4	1 4 4	1 4 0	
1 0 9	1 2 5	1 4 5		
1 1 0	1 2 6	1 4 6		
1 1 1	1 2 7	1 4 7		
1 1 2	1 2 8	1 4 8		
1 1 3	1 2 9	1 4 9		
1 1 4	1 3 0	1 5 0		
1 1 5	1 3 1	1 5 1		
1 1 6	1 3 2	1 5 2		
1 1 7	1 3 3	1 5 3		
1 1 8	1 3 4	1 5 4		
1 1 9	1 3 5	1 5 5		
1 2 0	1 3 6	1 5 6		
1 2 1	1 3 7	1 5 7		
1 2 2	1 3 8	1 5 8		
1 2 3	1 3 9	1 5 9		
1 2 4	1 4 0	1 6 0		
1 2 5	1 4 1	1 6 1		
1 2 6	1 4 2	1 6 2		
1 2 7	1 4 3	1 6 3		
1 2 8	1 4 4	1 6 4		
1 2 9	1 4 5	1 6 5		

1 3 0	1 4 6	1 6 6		
1 3 1	1 4 7	1 6 7		
1 3 2	1 4 8	1 6 8		
1 3 3	1 4 9	1 6 9		
1 3 4	1 5 0	1 7 0		
1 3 5	1 5 1	1 7 1		
1 3 6	1 5 2	1 7 2		
1 3 7	1 5 3	1 7 3		
1 3 8	1 5 4	1 7 4		
1 3 9	1 5 5	1 7 5		
1 4 0	1 5 6	1 7 6		
1 4 1	1 5 7			
1 4 2	1 5 8			
1 4 3	1 5 9			
1 4 4	1 6 0			
1 4 5	1 6 1			
1 4 6	1 6 2			
1 4 7	1 6 3			
1 4 8	1 6 4			
1 4 9	1 6 5			
1 5 0	1 6 6			
1 5 1	1 6 7			
1 5 2	1 6 8			
1 5 3	1 6 9			
1 5 4	1 7 0			
1 5 5	1 7 1			
1 5 6	1 7 2			
1 5 7	1 7 3			
1 5 8	1 7 4			
1 5 9	1 7 5			

1 6 0	1 7 6			
1 6 1	1 7 6			
1 6 2	1 7 6			
1 6 3	1 7 6			
1 6 4	1 7 6			
1 6 5	1 7 6			
1 6 6	1 7 6			
1 6 7	1 7 6			
1 6 8	1 7 6			
1 6 9	1 7 6			
1 7 0	1 7 6			
1 7 1	1 7 6			
1 7 2	1 7 6			
1 7 3	1 7 6			
1 7 4	1 7 6			
1 7 5	1 7 6			
1 7 6	1 7 6			

備考 この表の降格後の号給の欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第2の2（その4）（第7条関係）

教育行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	9	4 3	7	5 7
2	1 0	4 4	8	5 8
3	1 1	4 5	9	5 9
4	1 2	4 6	1 0	6 0
5	1 3	4 7	1 1	6 1
6	1 4	4 8	1 2	6 2

7	1 5	4 9	1 3	6 3
8	1 6	5 0	1 4	6 4
9	1 7	5 1	1 5	6 5
1 0	1 8	5 2	1 6	6 6
1 1	1 9	5 3	1 7	6 7
1 2	2 0	5 4	1 8	6 8
1 3	2 1	5 5	1 9	6 9
1 4	2 2	5 6	2 0	7 0
1 5	2 3	5 7	2 1	7 1
1 6	2 4	5 8	2 2	7 2
1 7	2 5	5 9	2 3	7 3
1 8	2 6	6 0	2 4	7 4
1 9	2 7	6 1	2 5	7 5
2 0	2 8	6 2	2 6	8 0
2 1	2 9	6 3	2 7	8 5
2 2	3 0	6 4	2 8	9 0
2 3	3 1	6 5	2 9	9 4
2 4	3 2	6 6	3 0	9 7
2 5	3 3	6 7	3 1	1 0 0
2 6	3 4	6 8	3 2	1 0 2
2 7	3 5	6 9	3 3	1 0 4
2 8	3 6	7 0	3 4	1 0 6
2 9	3 7	7 1	3 5	1 0 8
3 0	3 8	7 2	3 6	1 1 0
3 1	3 9	7 3	3 7	1 1 2
3 2	4 0	7 4	3 8	1 1 3
3 3	4 1	7 5	3 9	1 1 3
3 4	4 2	7 6	4 0	1 1 3
3 5	4 3	7 7	4 1	1 1 3
3 6	4 4	7 8	4 2	1 1 3

3 7	4 5	7 9	4 3	1 1 3
3 8	4 6	8 0	4 4	1 1 3
3 9	4 7	8 1	4 5	1 1 3
4 0	4 8	8 2	4 6	1 1 3
4 1	5 0	8 3	4 7	1 1 3
4 2	5 2	8 4	4 8	1 1 3
4 3	5 4	8 5	4 9	1 1 3
4 4	5 6	8 6	5 0	1 1 3
4 5	5 8	8 7	5 1	1 1 3
4 6	6 0	8 8	5 2	1 1 3
4 7	6 2	8 9	5 3	1 1 3
4 8	6 4	9 0	5 4	1 1 3
4 9	6 6	9 1	5 5	1 1 3
5 0	6 8	9 2	5 6	1 1 3
5 1	7 0	9 3	5 7	1 1 3
5 2	7 2	9 4	5 8	1 1 3
5 3	7 4	9 5	5 9	1 1 3
5 4	7 6	9 6	6 0	1 1 3
5 5	7 8	9 7	6 1	1 1 3
5 6	8 0	9 8	6 2	1 1 3
5 7	8 2	9 9	6 3	1 1 3
5 8	8 4	1 0 0	6 4	
5 9	8 6	1 0 1	6 5	
6 0	8 8	1 0 2	6 6	
6 1	9 0	1 0 3	6 7	
6 2	9 2	1 0 4	6 8	
6 3	9 4	1 0 5	7 0	
6 4	9 6	1 0 6	7 2	
6 5	1 0 3	1 0 7	7 3	
6 6	1 1 0	1 0 8	7 4	

6 7	1 1 3	1 1 0	7 5	
6 8	1 1 3	1 1 2	7 5	
6 9	1 1 3	1 1 3	7 6	
7 0	1 1 3	1 1 4	7 8	
7 1	1 1 3	1 1 5	7 9	
7 2	1 1 3	1 1 6	8 0	
7 3	1 1 3	1 1 7	8 2	
7 4	1 1 3	1 1 8	8 3	
7 5	1 1 3	1 2 0	8 4	
7 6	1 1 3	1 2 2	8 5	
7 7	1 1 3	1 2 3	8 6	
7 8	1 1 3	1 2 4	8 7	
7 9	1 1 3	1 2 6	8 9	
8 0	1 1 3	1 2 8	9 1	
8 1	1 1 3	1 2 9	9 3	
8 2	1 1 3	1 3 0	9 5	
8 3	1 1 3	1 3 1	9 7	
8 4	1 1 3	1 3 2	9 9	
8 5	1 1 3	1 3 4	1 0 1	
8 6	1 1 3	1 3 6	1 0 3	
8 7	1 1 3	1 3 8	1 0 5	
8 8	1 1 3	1 4 0	1 0 7	
8 9	1 1 3	1 4 1	1 0 9	
9 0	1 1 3	1 4 2	1 1 1	
9 1	1 1 3	1 4 3	1 1 3	
9 2	1 1 3	1 4 4	1 1 4	
9 3	1 1 3	1 4 6	1 1 5	
9 4	1 1 3	1 4 8	1 1 6	
9 5	1 1 3	1 5 0	1 1 7	
9 6	1 1 3	1 5 2	1 1 8	

9 7	1 1 3	1 5 4	1 1 9	
9 8	1 1 3	1 5 6	1 2 0	
9 9	1 1 3	1 5 7	1 2 1	
1 0 0	1 1 3	1 5 8	1 2 2	
1 0 1	1 1 3	1 5 9	1 2 3	
1 0 2	1 1 3	1 6 0	1 2 5	
1 0 3	1 1 3	1 6 1	1 2 5	
1 0 4	1 1 3	1 6 2	1 2 5	
1 0 5	1 1 3	1 6 3	1 2 5	
1 0 6	1 1 3	1 6 4	1 2 5	
1 0 7	1 1 3	1 6 6	1 2 5	
1 0 8	1 1 3	1 6 8	1 2 5	
1 0 9	1 1 3	1 6 9	1 2 5	
1 1 0	1 1 3	1 7 0	1 2 5	
1 1 1	1 1 3	1 7 1	1 2 5	
1 1 2	1 1 3	1 7 3	1 2 5	
1 1 3	1 1 3	1 7 3	1 2 5	
1 1 4	1 1 3	1 7 3		
1 1 5	1 1 3	1 7 3		
1 1 6	1 1 3	1 7 3		
1 1 7	1 1 3	1 7 3		
1 1 8	1 1 3	1 7 3		
1 1 9	1 1 3	1 7 3		
1 2 0	1 1 3	1 7 3		
1 2 1	1 1 3	1 7 3		
1 2 2	1 1 3	1 7 3		
1 2 3	1 1 3	1 7 3		
1 2 4	1 1 3	1 7 3		
1 2 5	1 1 3	1 7 3		
1 2 6	1 1 3			

1 2 7	1 1 3			
1 2 8	1 1 3			
1 2 9	1 1 3			
1 3 0	1 1 3			
1 3 1	1 1 3			
1 3 2	1 1 3			
1 3 3	1 1 3			
1 3 4	1 1 3			
1 3 5	1 1 3			
1 3 6	1 1 3			
1 3 7	1 1 3			
1 3 8	1 1 3			
1 3 9	1 1 3			
1 4 0	1 1 3			
1 4 1	1 1 3			
1 4 2	1 1 3			
1 4 3	1 1 3			
1 4 4	1 1 3			
1 4 5	1 1 3			
1 4 6	1 1 3			
1 4 7	1 1 3			
1 4 8	1 1 3			
1 4 9	1 1 3			
1 5 0	1 1 3			
1 5 1	1 1 3			
1 5 2	1 1 3			
1 5 3	1 1 3			
1 5 4	1 1 3			
1 5 5	1 1 3			
1 5 6	1 1 3			

1 5 7	1 1 3			
1 5 8	1 1 3			
1 5 9	1 1 3			
1 6 0	1 1 3			
1 6 1	1 1 3			
1 6 2	1 1 3			
1 6 3	1 1 3			
1 6 4	1 1 3			
1 6 5	1 1 3			
1 6 6	1 1 3			
1 6 7	1 1 3			
1 6 8	1 1 3			
1 6 9	1 1 3			
1 7 0	1 1 3			
1 7 1	1 1 3			
1 7 2	1 1 3			
1 7 3	1 1 3			

備考 この表の降格後の号給の欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

付則

第1章 総則

第1条中「(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日におい

て管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第11条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合とし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に改め、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。ただし、三田市民病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職は除く。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）第13条の2に規定する職
- (2) 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年三田市条例第16号）第4条に規定する職
- (3) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三

田市条例第25号)第4条に規定する職

(4) 前3号に掲げる職に準ずる職として任命権者が別に定めるもの
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日

から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認

められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、

常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年三田市条例第 号。次項において「改正条例」という。)第5条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び改正条例第5条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第21号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員
第9条第2号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第1項及び第17条の2第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項に規定する職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(三田市職員の特殊勤務手当条例の一部改正)

第9条 三田市職員の特殊勤務手当条例(平成18年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 職員の再任用に関する条例(平成13年三田市条例第35号)は、廃止

する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第36項の規定は、公布の日から施行する。
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第32項から第38項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第9条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から第8項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第3条による改正後の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 新給与条例第21条第3項、第22条第2項及び第28条第2項の規定は、暫定再任用職員について準用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 7 前5項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

- 10 新条例第17条の2の規定は、暫定再任用職員について準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に関する経過措置)

- 11 任命権者は、施行日前に第5条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第5条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下この項から第35項までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 12 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職

に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

13 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、付則第11項の規定による勤務について準用する。

14 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から第26項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。付則第19項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は付則第11項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、第19項若しくは第20項、第22項若しくは第23項又は第25項若しくは第26項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

15 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年

齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

16 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

17 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

18 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

19 任命権者は、付則第14項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤

務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

20 令和14年3月31日までの間、任命権者は、付則第15項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

21 前2項の場合においては、付則第16項から第18項までの規定を準用する。

22 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第14項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。付則第25項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

23 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第15項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第26項及び第35項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができ

る。

- 24 前2項の場合においては、付則第16項から第18項までの規定を準用する。
- 25 任命権者は、付則第22項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第14項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 26 令和14年3月31日までの間、任命権者は、付則第23項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第15項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 27 前2項の場合においては、付則第16項から第18項までの規定を準用する。
- 28 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 29 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に
- 30 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 31 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場

合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

3 2 改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第 1 4 項から第 2 7 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から第 3 4 項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

3 3 改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 4 改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、付則第 3 2 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

3 5 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1 1 年 4 月 1 日及び令和 1 3 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 1 2 条に規定する年齢 6 0 年以上退職者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 1 2 条又は第 1 3 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 1 2 条又は第 1 3 条第 1 項の規定に

より採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

36 改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

37 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第16条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

38 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
（三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

39 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。
（三田市職員の特殊勤務手当条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の三田市職員の特殊勤務手当条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
（三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

4 2 新条例第 2 2 条の規定は、暫定再任用職員について準用する。